

神戸大学バリュースクール授業実施要領

令和2年3月10日 学長裁定

改正 令和4年3月25日

改正 令和6年6月20日

(趣旨)

第1 本要領は、神戸大学バリュースクール（以下「バリュースクール」という。）が実施する授業に関し必要な事項を定めるものとする。

(受講者)

第2 バリュースクールが実施する授業科目を受講できる者は、神戸大学の学生（特別聴講学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生を除く。）とする。

2 受講を希望する者は、バリュースクールに予め登録するものとする。

(授業科目及び受講認定)

第3 バリュースクールが実施する授業科目の授業区分は、価値創造講義科目、PBL 科目 (Project-Based Learning)、FBL 科目 (Field-Based Learning)、プロジェクト科目とする。

2 授業科目を担当する教員は、前項に掲げる授業区分の授業科目を受講した者に受講の認定をすることができる。

3 第1項に掲げる授業科目の受講認定については別に定める。

4 プロジェクト科目は、学生の主体的な企画による価値創造学生プロジェクトと、教職員の企画による価値創造プロジェクトとする。

5 第1項に掲げる授業科目のほかに、V.School 科目を開設することがある。

(称号の授与)

第4 バリュースクールが定める要件を満たした学生について、V.Diploma あるいは V.Diploma Honours の称号を授与することがある。

2 第1項に掲げる授与の要件などは別に定める。

(雑則)

第5 この要領に定めるもののほか、授業実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和4年3月25日）

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

令和5年度および3年度の登録学生には、運営委員会の議を経て、V. DiplomaおよびV. Diploma Honoursの称号を授与することができる。

附 則（令和4年11月17日）

この要領は、令和4年11月17日から実施し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年6月20日）

この要領は、令和6年6月20日から実施し、令和6年4月1日から適用する。